

地域主権改革の更なる進展を求める決議

平成 23 年 7 月 12 日
全 国 知 事 会

政府は、地域主権改革を「一丁目一番地」の政策だとして、この国のあり方を改めると高らかに宣言し、昨年6月に閣議決定した地域主権戦略大綱では、「明治以来の中央集権体質からの脱却」「国の在り方を大きく転換する改革」「国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係への転換」と崇高な理念を示した。しかるに閣議決定から1年以上を経過した今、一定の進捗は認められるものの、出先機関改革では、霞が関の抵抗が強く、府省側に立った政務三役の姿勢も見られるなど、残念ながら目立った進展となっていない。

また、「子ども手当」問題や社会保障と税の一体改革原案策定のように、国が地方との協議を尽くさないまま一方的に政策決定を行うケースが見られるなど、「国と地方が対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係への転換」にはほど遠く、中央集権的な要素が強まっているのではないかとすら懸念される。

政府におかれては、住民の目線で現場に即した行政サービスを提供するための改革として、「地域主権改革」を国民に約束した原点に立ち返り、更なる地域主権改革の推進に全力を挙げることを、全国知事会として強く要請するものである。